

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																									
<p>（職員の職） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3）地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに同法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員の職は、別に定める。</p>		<p>（職員の職） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p>																																									
<p>別表（第三条関係） 一 本庁に置く職</p> <table border="1"> <tr> <td>職名</td> <td>職の置かれる組織</td> <td>職務</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>部長（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>総括官局</td> <td></td> <td>上司の命を受け、重要施策の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括し、及び整理する。</td> <td>必要に応じ置く。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>審理監局</td> <td></td> <td>上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により審理員の権限とされた事務を掌理する。</td> <td>総務局に必要に応じ置く。</td> </tr> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	部長（略）	（略）	（略）	（略）	総括官局		上司の命を受け、重要施策の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。	（略）	（略）	（略）	（略）	審理監局		上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により審理員の権限とされた事務を掌理する。	総務局に必要に応じ置く。	<p>別表（第三条関係） 一 本庁に置く職</p> <table border="1"> <tr> <td>職名</td> <td>職の置かれる組織</td> <td>職務</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>部長（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>情報戦略総括監局</td> <td></td> <td>上司の命を受け、情報戦略に関する事務を総括し、及び整理する。</td> <td>総務局に必要に応じ置く。</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>審理総括監局</td> <td></td> <td>上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を総括し、及び整理する。</td> <td>総務局に必要に応じ置く、非常勤の職とするところがある。</td> </tr> </table>		職名	職の置かれる組織	職務	備考	部長（略）	（略）	（略）	（略）	情報戦略総括監局		上司の命を受け、情報戦略に関する事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要に応じ置く。	（略）	（略）	（略）	（略）	審理総括監局		上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要に応じ置く、非常勤の職とするところがある。
職名	職の置かれる組織	職務	備考																																								
部長（略）	（略）	（略）	（略）																																								
総括官局		上司の命を受け、重要施策の企画及び調査並びに総合調整の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。																																								
（略）	（略）	（略）	（略）																																								
審理監局		上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により審理員の権限とされた事務を掌理する。	総務局に必要に応じ置く。																																								
職名	職の置かれる組織	職務	備考																																								
部長（略）	（略）	（略）	（略）																																								
情報戦略総括監局		上司の命を受け、情報戦略に関する事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要に応じ置く。																																								
（略）	（略）	（略）	（略）																																								
審理総括監局		上司の命を受け、職員を指揮監督し、並びに行政不服審査法の規定により審理員の権限とされた事務を総括し、及び整理する。	総務局に必要に応じ置く、非常勤の職とするところがある。																																								
	減災対局	上司の命を受け、危機管																																									

職名	職の置かれる組織	職務	備考							ため池・農地防災担当課長						大学教 育振興 担当課 長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考  
1・2 (略)  
3 課(課長の項に掲げるものを除く。)  
( )には、行政組織規則第三条に基づく機関、行政組織規則第五条第二項に基づくデジタルトランスフォーメーション推進チーム、経営企画チーム、ブランド・コミュニケーション戦略チーム及びイノベーション推進チーム並びに行政組織規則第六条第一項に基づく複合組織が含まれる。  
二 地方機関に置く職  
イ 行政機関

職名	職の置かれる組織	職務	備考														策推進 担当課 長	大学教 育振興 担当課 長	子供未 来戦略 担当課 長	地域支 え合い 担当課 長	ため池・農地 防災担 当課長	土砂法 指定推 進担当 課長	主査 事業調 整員		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考  
1・2 (略)  
3 課(課長の項に掲げるものを除く。)  
( )には、行政組織規則第三条に基づく機関、行政組織規則第五条第二項に基づく経営企画チーム及びイノベーション推進チーム並びに行政組織規則第六条第一項に基づく複合組織が含まれる。  
二 地方機関に置く職  
イ 行政機関

主幹	公の施設、総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術セ	総合研究員	文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー	職名	職の置かれる組織	職務	備考
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 公の施設

(略)	係長	担当課長	企業立地監	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	(略)	大阪事務所	大阪事務所	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 地方分課機関

備考	(略)	係長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

主幹	公の施設、総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術セ	総合研究員	文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー	職名	職の置かれる組織	職務	備考
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 公の施設

(略)	事業調整員	担当課長	企業立地監	職名	職の置かれる組織	職務	備考
(略)	消防学校	大阪情報センター	大阪情報センター	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	消防学校	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	消防学校	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 地方分課機関

備考	事業調整員	係長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	事業調整員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	事業調整員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	事業調整員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



技師	主事	研究員
公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー	公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー	文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

  

技師	主事	研究員
公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー	公の施設並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー	文書館並びに総合技術研究所のセンター及び総合技術研究所西部工業技術センター技術アカデミー
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。